

大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）による修学支援の対象
機関となる大学等（確認大学等）に係る確認の辞退の届出について

令和5年8月31日
神奈川県知事

以下の大学等について、募集停止のため確認を辞退する旨の届出があったものである。

（私立専門学校）

| 確認大学等の名称 | 確認大学等の所在地 | 設置者の名称 | 設置者の主たる事務所の所在地 | 確認辞退日 |
|-----------------|----------------|-------------|------------------|-----------|
| 湘南ウェディング専門学校 | 平塚市代官町4-3 | 学校法人鶴嶺学園 | 平塚市立野町1-1 | 令和6年3月31日 |
| YMC A国際ビジネス専門学校 | 川崎市多摩区登戸3032-2 | 学校法人横浜YMC A | 横浜市戸塚区上倉田町769-24 | 令和6年3月31日 |

※ なお、確認辞退日の前に、高等教育の修学支援新制度の対象者として認定された者が在学しているときは、当該者については、確認辞退日まで新制度の支援を受けることができる。（大学等における修学の支援に関する法律第16条、独立行政法人日本学生支援機構法第17条の2第1項）